

反動的労働組合法、改悪争議調停法案紛碎 闘争に關する件

關東合同労働組合提出

主 文

我等は反動的労働組合法並に改悪争議調停法の制定に絶対反対し之が紛碎を期して闘ふものである。

理 由

一、金融ブルジョアジーの使徒民政党内閣は、過般の第五十九帝國議會に於て、労働者の團結権を蹂躪抑壓せんとする意圖と使命を以つて労働階級が多年文字通りの血と牢獄の犠牲をもつて築き上げた労働組合を彈壓し取締る如き反動的労働組合法を制定せんとした。更に又労働階級が生活権死守のための唯一の武器たる罷突すら鎮壓封鎖すること目的として争議調停法の改悪案を制定實施せんとした。

二、我々は今この兩憲法案の内容や條項の個々に於ける反動性については多言を費さない。然し乍ら前者は、

- (イ)労働組合の本質を否認し、之が修養團體化を強制し、
- (ロ)労働組合の廣凡なる組織を阻止し、
- (ハ)選挙運動を制限し、
- (ニ)労働争議の場合労働組合に資本家から損害賠償の請求権を與へ、
- (ホ)主務大臣に労働組合の認定解散権を附與し、

(ヘ)組合役員に罰則の規定を設け、

等々の事項を見れば完全なる反動性が満溢して居る。更に又後者について之を見れば

- (イ)強制調停は公益(資本主義には公益と稱すべき事業はない)及び官營事業に對してであつたが改悪案は營利事業に對しても官廳自由の自我量によつて強制調停権を發動し、それと同時に労働組合からの指導を禁止して事實上の争議中絶状態を計り、
- (ロ)官廳は調査審理の名に依つて争議團の内容を自由にアバクと共に調査審理中前記と同様争議を中絶せしめ得ることとし、
- (ハ)公益事業に於てはストライキをやる場合には三日前に官廳に豫告をする義務を負はされる結果として事實上罷業を不可能とする何んとなれば急速秘密を生命とする罷業に於て事前にこれを第三者に知らしめ、相手方に對抗準備の期間を與へることがストライキ戦術の効果を消滅させる、一方官廳は直に強制調停に依つて、指導部關係との中絶をやる事が出来る。

かゝる改悪案のもつ役割と云ふものは名を調停に借りて争議を彈壓し、殊に公益事業に於ては罷業禁止を目的とする以外他意なく全く時代錯誤も甚しき反動法案と云はれても一言辯明の餘地を存しないものだ。思ふに、一は労働者團結権の禁であり、一は罷業権の剝奪である。

三、第五十九議會に於ては政府と資本家のナレ合に依つて通過の形式を探らなかつたが、かゝる反動法案の設立要求は今期再び議會の問題となるものと見なければならぬ。我々は如何なる困難と犠牲をもつてしても、それが排撃紛碎のための覺悟と闘争の準備を忘れてはならない。

實行方法

- 一、法案の反動性の徹底的暴露と排撃を大衆化する。
- 二、全國労働、友誼團體、無産階級との共同行動。
- 三、議會中心の闘争は別に對策樹立。
- 四、具體的方法は中央委員會一任。